一八五」に、「二・〇一六」を「二・〇一九」に、「一・八五九」を「一・八六二」に、「一・七一〇」を「一・七一三」に、「一・五六九」を「一・五七二」に、「一・四三五」を「一・四三七」に、「一・三〇八」を「一・三一〇」に、「一・一八八」を「一・一九〇」に、「一・〇七四」を「一・〇七六」に、「〇・九六五」を「〇・九六七」に、「〇・八六三」を「〇・八六五」に、「〇・七六六」を「〇・七六八」に、「〇・六七四」を「〇・六七五」に、「〇・五八八」を「〇・五九一」に、「〇・五〇四」を「〇・五〇五」に、「〇・四二五」を「〇・四二七」に、「〇・三五一」を「〇・三五二」に、「〇・二〇二」を「〇・二〇五」に、「〇・三〇〇」を「〇・二四九」を「〇・二五〇」に、「〇・二〇一」を「〇・二〇二」に、「〇・一五五」を「〇・一五六」に、「〇・一三八」を「〇・一三九」に、「〇・一二二」を「〇・一二三」に、「〇・一〇二」を「〇・一〇三」に、「〇・〇八四」を「〇・〇八五」に、「〇・〇六八」を「〇・〇六九」に、「〇・〇五三」を「〇・〇五四」に、「〇・〇四一」を「〇・〇四二」に、「〇・〇二八」を「〇・〇二九」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二〇」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇三」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十八年度	〇・〇〇一

別表第二中「四・八九五」を「四・九五四」に、「四・五九九」を「四・六五五」に、「四・二四二」を「四・二九五」に、「三・八七二」を「三・九二二」に、「三・七三六」を「三・七八九」に、「三・四四三」を「三・四九五」に、「三・一八五」を「三・二二七」に、「三・〇二四」を「三・〇六五」に、「二・八二二」を「二・八六〇」に、「二・六三三」を「二・六六九」に、「二・三七三」を「二・四〇七」に、「二・一七三」を「二・二〇五」に、「二・〇二五」を「二・〇五五」に、「一・七〇八」を「一・七三五」に、「一・一九八」を「一・二二〇」に、「一・九六八」を「一・九八八」に、「〇・九八八」を「〇・八一七」に、「〇・六六四」を「〇・六八一」に、「〇・五九七」を「〇・六一三」に、「〇・五四〇」を「〇・五五五」に、「〇・四三〇」を「〇・四四四」に、「〇・三六三」を「〇・三七七」に、「〇・三二六」を「〇・三三九」に、「〇・三〇一」を「〇・三一四」に、「〇・二七二」を「〇・二八五」に、「〇・二四七」を「〇・二六〇」に、「〇・二四〇」を「〇・二五二」に、「〇・二三八」を「〇・二五一」に、「〇・二三〇」を「〇・二四二」に、「〇・二〇二」を「〇・二一四」に、「〇・一六六」を「〇・一七八」に、「〇・一二九」を「〇・一四〇」に、「〇・一一一」を「〇・一二二」に、「〇・〇九七」を「〇・一〇八」に、「〇・〇八九」を「〇・一〇〇」に、「〇・〇八一」を「〇・〇九九」に、「〇・〇六九」を「〇・〇七九」に、「〇・〇六二」を「〇・〇七三」に、「〇・〇五九」を「〇・〇七〇」に、「〇・〇四五」を「〇・〇五五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十六年度	〇・〇五一

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第一項中「」を有する者」の下に「及び平成十四年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）のうち昭和十三年四月一日以前に生まれた者」を加え、「平成三十年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成三十年度従前額改定率」を「平成三十一年度従前額改定率」に改め、同項の表中「平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）」の下に「のうち、昭和十三年四月二日以後に生まれた者」を加え、同条第二項中「除く」を「除き、昭和十三年四月二日以後に生まれた者に限る」に、「平成三十年度従前額改定率」を「平成三十一年度従前額改定率」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第九条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「〇・九九八」を「〇・九九九」に改める。

第二条の見出し中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十一年度及び平成三十二年度」に改め、同条第一項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「〇・九六七」を「〇・九六五」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に、「〇・九六五」を「〇・九七三」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条の表中「四九、〇二〇円」を「四九、二三〇円」に、「九八、〇四〇円」を「九八、四六〇円」に、「一四七、〇六〇円」を「一四七、六九〇円」に、「一九六、〇八〇円」を「一九六、九二〇円」に、「二四五、一〇〇円」を「二四六、一五〇円」に、「二九四、一二〇円」を「二九五、三八〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改める。

第五条の見出し中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改め、同条中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に、「四十六万円」を「四十七万円」に改める。

第六条の見出し中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第一項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九八」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成三十一年四月から平成三十二年三月まで	〇・九〇三

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第四条第一項関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九五八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六五八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四六八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一三九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二九八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二九七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇